

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第九節 富士三鷹工場の争議

会社側に二億円の損害を与えた、全金属富士三鷹分会八〇〇名の闘争は、「軍需工場化反対」、「平和工場を守れ」のスローガンの下に闘われ、政治的色彩の強さ、共同闘争の巾の広さ等前例をみないものであった。

一九四八年末発表された経済九原則の実施は、日本の政治・経済に大きな影響を及ぼしたが、企業の悪化は賃金遅払・不払を一般化し、企業整備、人員整理など労働者に負担を負わせる企業合理化の断行を余儀なくした。

この様な資本家攻勢は富士産業に於ては、二〇%の賃下げを主とする労働条件の切下げとなって現われたのである。当時の会社公表による営業収支の実績は下表の如くである。

一九四九年四月頃から始まった給料遅配は、七、八月頃には一カ月半に達し、その上九月六日会社側は二〇%の賃下を含む要旨次の如き経済白書を発表した。

- 一、ベース七、二〇〇円に引下げ
- 二、健康保険料の負担比率の改悪(八〇%会社負担より五〇%負担へ)
- 三、専従者給与の打切り
- 四、バスの補助打切り
- 五、食堂、病院への補助打切り

組合側としては、会社案を全面的に拒否し経営合理化に伴い浮く一五〇万円位の節約では経営の危機をのりこえる事は出来ないとし一切を白紙にかえさせたのであった。この闘争は更に越年資金闘争に発展し、一、年内に遅配解消、二、越年資金二分の一月収の要求となって現われ、一二月二七日には組合員二〇〇名が興業銀行に座わりこみを行い遂に一人宛一四、〇〇〇円を獲得した。

この頃から会社側は、元中将中支軍司令官十川氏を業務部長に、元北支軍参謀池田氏を課長として引き入れ、職制の再編成をねらった。組合は、このような職制の強化に反対すると同時に、日立その他と呼応して、全金属の統一要求一二、〇〇〇円を要求した。その結果五〇年三月、四月には実質的に一〇、一四〇円を獲得する事に成功した。更に金属東京の方針に基き、四月七日に始まる波状ストの中で闘争を盛り上げ、一二、〇〇〇円を確実にとるための闘争として日立との攻守同盟を結んだのであった。その後金属労働者との共同闘争は強化された。この当時の共同闘争の成果を産別会議調査旬報第九号は次の如く報じている。「税金滞納で蛇の目ミシンに差押えのトラックが来るというので、三鷹からブラス・バンドを含む一七〇人の組合員がおしかけ、まわりの組合も結集し、賃金のかわりにミシン一台ずつ獲得し、差押えを運搬するために来た二〇台のトラックをおいかえし、蛇の目は金属に参加した。三鷹自体にも一、四〇〇万円にのぼる税金の滞納があり、か

つこの周辺の工場は軒なみの滞納であったので地域的連帯性がいかんなく発揮された。すでに三月二七日には同一資本系統の瑞穂産業(総同盟)が同じ賃金遅配解消の要求で立ち上ったのに呼応して、三鷹の組合員四〇〇名がおしかけ合同で大会をもち、デモを行ったが、この大衆と大衆との結合を通じて瑞穂産業が金属に加入し、九月の大弾圧に際しては三日間のストをもって応援にかけつけるというようになり、金属としての地域の共同闘争がくまれるようになった。」

かくして四月二七日金属一斉ストの第二波に参加し、五月二五日には無期限ストに入り六月三日ストを解くまで、五・三〇には、ほとんど全員が参加する等の政治的行動の高まりを示し、六月二日、五月、六月の二カ月分として一二、〇〇〇円を獲得したのであった。

富士産業は企業再建整備法に依る法定整備計画に基き七月一三日第二会社として発足した。組合はこれに先だち六月二五日太田分会と「全日本金属労働組合東京支部三鷹分会・群馬支部太田分会連合会」を結成し七月一〇日「軍需工場化絶対反対」のスローガンの下に三鷹一二、〇〇〇円、太田一〇、〇〇〇円の要求を提出した。この要求に対して会社側は、三鷹八、〇〇〇円、太田六、三〇〇円の回答を行う一方、従来協約、就業規則、賃金規定、退職金規定を一切無効であると宣言し、組合に対抗した。以後数度にわたる団体交渉の末、会社側は八月二日五〇〇円を引きあげると回答したが組合は、一歩も後退しなかった為四日には交渉決裂した。このような状況下において会社が首切りを準備しつつあると察知した組合側は、八月一四日の大会において賛成六二〇反対三三の票数でスト決行を決定した。反対の三三票は「その後も全く変化なく首切りに協力した」(富士工業三鷹分会闘争経過)人たちであったのである。これに対し会社側は、一六日内容証明で工場閉鎖を通告してきたので、組合はストを解除した。会社側は、一、組合事務所の食堂への移転、二、全員工場外へ出ること、を通告したが組合は賠償機械保全を理由として職場に入った。

九月四日、太田二二〇名、三鷹三〇〇名の首切りを含む「当社の現状と今後の経営方針」を発表、九日には個人通告が行われた。

太田は何ら闘う事なく、会社案をのんでしまった。

会社は九月七日三鷹工場仮処分の申請を八王子地裁に提出、九月一五日、一〇月八、九日と執達吏を派遣したが、いずれも組合に拒否された。一方組合では強制執行を予知し、二〇日には外部より動員された労働者、学生、組合員合計九〇〇名が工場に籠城した。二一日には強制執行が行われた。当時の模様を、暴圧反対共闘委員会では次のように発表した。

一、弾圧は一都四県(神奈川、千葉、埼玉、山梨)の国警二、五〇〇人を動員して行われた。組合は約九〇〇人。竹の垣警官隊は根をおし倒して侵入し、衛生班の婦人に傷を負わせつつ乱入した。残虐の限りを尽し、人権も自由も全くふみにじられ、生命も危機にひんした。

二、その時の検束六五人、更に釈放要求に赴いた者の中から五〇人検束された。現在まだ三五人検束されている。(以下略)

三、八王子少年刑務所に収容された者に対しては負傷の手当をせず、悪感しているのを見殺しにしている。これに対しては分会及び弁護士から抗議した。

四、三鷹警察署は更に一二〇人余検束しようとしている。

五、弾圧の前後約八〇団体がかけてつけた。総同盟の組合や農市民朝鮮人もいる。瑞穂産業、国際電気など全員連日参加した。激励電報、資金カンパなど凡そ三〇〇口、壁という壁にはカンパ報告とスローガンがはりめぐらせてある。——共闘の幅の広さと

熱心さは前例をみない。杉並区のある町会は一人(メカケ)をのぞき全員米をカンパした。この力があるから執達吏を三回も追いかえたのである。「東京青年祖国戦線行動隊」、「西部地区青年行動委員会」は闘争の先頭に立った。

組合は、強制執行の為工場外へ出たが、二二日以後は、「工場は我々の物だ、必ず奪還する」の基本方針の下に、一、宣伝活動の強化二、共同闘争の強化、三、資金カンパ、四、組合内部の強化、の四項目について活動を開始した。

然し、強制執行後は一部組合員が動揺し、遂に一〇月二日には約八〇名の分裂者を出し、九日には一三〇名に達した。かくして組合員は約五〇〇名に減少したが、組合としては、長期闘争体勢を確立し、全員離職票を取ることにし、非整理対象者も退職届を提出、会社が一〇月三十一日懲戒解雇したので、一一月一〇日には一応全員が失業保険をとることが出来た。一一月三日には大会が開かれ次の方針を決定した。

一、三、〇〇〇の家族をここまで苦しめて来た裏切者を工場に出て行けない程、家族から或いは通勤の往復で攻撃すること。そして敵の手足をもぎとらねばならない。

二、組合内部の動揺の克服、これは徹底的に職場討論し落ちて行くべきものはいまのうちに落ちて行かすことである。そしてすっきりとし、攻撃への行動をおこすことである。そしてあの雪の日、本社へ押しかけた「とらねば帰らぬ」という決意を今再びここで決意する必要がある。

この方針は、「裏切り者と組合内部の動揺」を克服するために出されたものであったが、一一月二八日には一四七名が脱落した。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
